# エスタ帯広催事スペース一時使用申込書

																	申込日	平成	年	月		
			フ	IJ	ガ	ナ																
	申込		会代	<u>社</u> 表	t	2														ED		
	申込者 (乙)		住		Ē	听	(₹	-		)												
	J)		電	話	番号	号																
			F	4	4	X																
営		業		種	[	∃																
店					î	2																
							平成	年	月	В		~	平成	年	月	В						
  ±	_	><	≤ <del>1</del> *	-a ·	<del>u</del> o e		催事時間		8	時		~		時		分(最終日は		時	分	まで)		
使	用	希	皇		别 le	間一	搬入日時				月	В		時	分	$\sim$	月	В		時	分	
							搬出日	時			月	В		時	分	$\sim$	月	В		時	分	
担	当書	<b>手連</b>	絡	先•	住戶	沂	住所 (〒 -			)					`	電話	番号:					
א			金		Е	]	平成	年	月	В												
電		気		使	F	Ħ		有	•	無		※コン <sup>・</sup>	セント、	冷蔵庫等	等の使用カ	ある場	合は有に、な	ない場合に	は無に〇			
水		道		使	F	Ŧ		有	•	無												
使	用	器	具	•	備品		貸し出しを希望するもの →															
							持ち込む予定のもの →															
保	健	所	等	の	許で	<u> </u>	有 • 無					※有の	※有の場合は許可証の写しを提出									
区		画		番	Ç	3																
添		付		書	***	類																

承認書

承認日 平成 年 月  $\Box$ 

上記申込について、別紙使用条件を遵守の上、使用することを承認します。 なお、本一時使用は、借地借家法の適用を受けないものとする。

使用料 営業料:

電気使用料:

使用面積 垭)

3 使用場所 別紙添付図面中赤線で囲んだ部分 4 造作•設備

既存の造作・設備以外の設置については申込者(以下「乙」という)の負 担とする。但し、乙の使用が一時的であることに鑑み、大がかりな造作・ 設備を付加してはならない。やむを得ない事情により乙が造作・設備を付 加する場合であっても北海道旅客鉄道株式会社(以下「甲」という)の認 める範囲内で行うものとし、建物躯体と附合する造作・設備を付加してはならず、簡易に取り外しできる造作・設備としなければならない。 乙持込の什器・備品は可動式のものに限定する。また、その個数、形状、 設置場所については、事前に甲の承諾を得るものとし、甲の指示に従うも

水道使用料:

5 什器・備品等

のとする。

#### 第1条(使用目的)

乙は、使用場所を申込書に定める営業種目のみに一時使用するものとし、その他の用に供し てはならない。営業種目の詳細及び販売品目等については、事前に甲の承認を得るものとし、 甲及び甲が指定した管理会社(以下「管理会社」という)の指示に従うものとする。

### 第2条(使用料)

- 1 乙は甲に対し、頭書に定める営業料(消費税別途)を支払うものとする。
  2 乙は、営業料の他 電気なびが高を使用する場合。 乙は、営業料の他、電気及び水道を使用する場合は、甲の計算による電気使用料及び水道 使用料を支払うものとする。
- 乙は、第1項の営業料及び前項の電気使用料、水道使用料(以下、総称して「使用料」と いう)について、甲の発行する請求書により、甲の指定した日までに甲が指定する銀行預金 口座に納入するものとし、甲の指定した日が銀行休業日の場合は、前営業日に納入するもの とする。なお、振込手数料については、乙の負担とする。
- 4 使用料に1円未満の端数があるときは1円に切り上げるものとする。

#### 第3条(売上高)

売上とは、現金、商品券、その他使用場所において顧客からの注文による収入等 -切を含むものとする。但し、配送料、税金、予約金等、甲が別に指定するものはこれに 含まないものとする。

#### 第4条 (売上高の報告)

乙は、甲が定めた売上日報を甲又は管理会社の指定した日までに作成し、甲又は管理会社に 提出するものとする。

#### 第5条(造作・設備)

使用場所の造作・設備は頭書に定めるとおりとする。

#### 第6条(什器・備品)

使用場所の什器・備品は頭書に定めるとおりとする。

### 第7条(遅延損害金)

乙は本一時使用による金銭債務の履行を怠るときは、遅延日数に応じ年利11パーセン トの割合で計算した遅延損害金を甲に支払うものとする。

#### 第8条 (禁止事項)

乙は、使用場所につき、あらかじめ甲の承諾なくして次の行為をしてはならない。 本一時使用に基づく権利を第三者に譲渡もしくは担保に供すること。

- 2 使用場所の全部又は一部を第三者に転貸し、使用させ、あるいは管理させること、もしくは 第三者と共同経営すること。
- 3 第三者に対し、使用場所内にある乙所有の商品、設備、器具等を甲の文書による承諾なくして担保に供すること。
- 乙名義以外の表示、広告等をすること。
- 店名表示、広告等の新設、増設又は変更をすること。
- 甲の文書による承諾なくして使用場所の現状を変更すること。
- 使用場所内に乙又はその使用人もしくは第三者を居住又は宿泊させること。
- 甲の指定する日、時間外に営業の全部もしくは一部を休業し又は店舗を閉鎖すること。
- 使用場所内における爆発物もしくは発火しやすい物、その他甲が危険と認める物又は臭気を 発する物の取扱い及び他に迷惑を及ぼす行為もしくはそれらのおそれがある行為。

#### 第9条(立入調査権)

甲は、使用場所及び売上高等の調査その他必要がある場合は、乙の使用場所内に立入り、乙の 帳簿類の閲覧及び謄写等をすることができるものとする。 ・ 前項の場合、甲はあらかじめ乙にその旨を通知するとともに、乙の営業の妨げとならないよ

- う配慮するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。
- 3 甲は立入調査の結果、必要があれば乙に対し是正等の措置を指示することができる。

#### 第10条(管理•運営)

- 乙は、甲の定める施設全体の管理・運営上の諸規則及び管理会社の指示に従うものとする。
- 乙は使用場所内の既存の造作・設備に変更を加えてはならない。

#### 第11条 (保健所等の手続)

乙は、保健所等の許可が必要な商品を販売する場合、事前に関係機関から許可を受け、 許可書の写しを甲に提出するものとする。

#### 第12条 (管理・運営上の責任)

乙は、乙の責めに帰すべき事由により、甲もしくは第三者に損害を与えた場合は、乙は その一切を賠償しなければならない。

### 使用条件

#### 第13条 (営業上の責任)

- 乙は、顧客に対する商品販売・サービス提供等に関する契約について、自らの責任と 負担で履行し、顧客より異議・苦情等の申し出があったときは、これを処理・解決する ものとする。
- 2 顧客から甲に対し、乙の商品販売・サービス提供に関して異議・苦情等の申し出が あった場合は、乙が対応することを基本とするが、やむを得ず甲が対応した場合、甲は 事前に乙に通知のうえ自らその処理を行うことができ、この処理に要する費用は乙が負担 する。本一時使用終了後においても同様とする。

#### 第14条(免責事項)

天災地変、火災、盗難、諸設備の故障等で、甲又は乙の責めに帰すことのできない事由に より生じた損害について、甲及び乙は相互に賠償の責めを負わないものとする。

#### 第15条 (承認の解除)

甲は、乙において下記の事由が生じたときは、何らの催告を要することなくこの承認を 解除することができる。

- 本使用条件に違反したとき。
- 破産、会社更生手続、民事再生手続開始の申し立てのあった場合、又は支払停止、 支払不能に陥ったとき。
- 財産の仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を 受けたとき。
- 廃業又は解散したとき
- 営業について、関係官公庁等から取り消し又は停止処分を受けたとき。
- 著しく信用を失墜する事実があったとき。
- 乙が火災予防又は衛生管理の面で必要な措置を講じていないとき。
- 前各号のほか、本使用条件又は甲の規程もしくは関係官公庁の諸規則に違反 したとき。その他乙の不信行為等信頼関係の継続を困難ならしめる事情が生じたとき。

#### 第16条(一時使用終了の措置)

- 本一時使用が終了した場合、乙は甲又は管理会社の指示に従い、商品、什器、備品等を 撤去し使用場所を原状に復し甲に引き渡すものとする。また、原状回復後の引き渡しは、 甲の指定する期日に従うものとする。
- 2 乙が原状回復を怠ったときは、乙の所有する商品、什器、備品等の所有権その他一切の 権利を放棄したものとみなし、甲は使用場所に立入り、乙の費用で乙の代わりに原状回復 と残置物の処分をすることができるものとする。
- 乙は本一時使用終了後、甲に対し補償金、移転費、有益費、必要費その他名目の如何を 問わず、一切の請求をしないものとする。

#### 第17条 (反社会的勢力の排除)

### 使用条件

- 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。 ①自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない 者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知 能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」という。)のい ずれにも該当しないこと
- ②反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
- ③反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
- ④自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をも ってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
- ⑤反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている と認められる関係を有しないこと。
- ⑥役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき 関係を有しないこと。
- 乙は、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない
  - ①使用場所を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
  - ②使用場所内、共用部分等に反社会的勢力であることを感知させる名札、名称、看板、 代紋、提灯等の物件を提示すること。
  - ③使用場所に反社会的勢力を居住させること
  - ④使用場所、共用部分内に反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
  - ⑤使用場所、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力、傷害、脅迫、恐喝、器物 破損、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚せい剤、けん銃不法所持等の犯罪行為 を行うこと。
  - ⑥使用場所、共用部分その他本件建物の周辺において、反社会的勢力の威力を背景に粗 野な態度、言動によって本件建物の入居者及び管理者、本件建物への出入者、近隣 住民等に不安感、不快感、迷惑を与えること。 甲は、乙が第1項及び第2項各号のいずれかに違反した場合は、何らの催告を要せず
- この承認を解除することができ、乙は使用場所を直ちに明け渡さなければならない。 この場合、甲は、乙の事前承諾を得ることなく、電気の供給停止等の乙の使用場所の使用を阻止する措置をとることができることを乙はあらかじめ承諾するものとする。
- 甲は、前項に基づきこの承認を解除した場合には、乙に損害が生じたとしても、一切賠 償する責任は負わないものとし、乙は、甲の被った一切の損害を賠償しなければ ならない。

## 第18条(管轄裁判所)

本一時使用に係る訴訟については、甲の本社所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判 所とする。

#### 第19条 (疑義に対する措置)

本一時使用について、疑義を生じたとき又は本使用条件に定めのない事項については、必要の都度、甲・乙双方誠意をもって協議解決するものとする。